

# 指定短期入所生活介護契約書

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」という) 利用者は、指定短期入所生活介護事業所第二砂丘寮 (以下「事業者」という) から提供される短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

## 第1条 (契約の目的)

この契約は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能を維持し、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする短期入所生活介護について定めます。

## 第2条 (短期入所生活介護の内容)

1. 事業者は、別紙重要事項説明書に定める内容の短期入所生活介護を提供します。
2. 短期入所生活介護の提供は、当事業者の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員等の短期入所生活介護従業者が当たります。
3. 事業者は、短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護（要支援）状態の区分に従ってまた利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会の意見に配慮して、利用者へ短期入所生活介護を提供します。
4. 事業者は、入浴、排泄、おむつ交換、離床、着替え、整容、機能の回復等の介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
5. 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に食事を提供します。また、利用者の食事は、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めます。
6. 事業者は、短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

## 第3条 (契約期間)

1. この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、利用者の契約時の要介護（要支援）認定有効期間の満了日が、契約期間満了日より前に到来し要介護（要支援）認定が更新される場合は、更新後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日をこの契約期間の満了日とします。
2. 前項の契約満了の7日以上前までに利用者から文書による解約の申し出がないときは、この契約は、さらに同一の内容で更新されます。更新後の契約についても、第1項のただし書きが適用されます。

#### **第4条 （短期入所生活介護計画）**

1. 当事業者の責任者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。
2. 責任者は、短期入所生活介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に短期入所生活介護計画の内容を説明します。
3. 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

#### **第5条 （健康管理）**

事業者の看護職員等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

#### **第6条 （相談及び援助）**

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

#### **第7条 （サービス内容の変更）**

利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者からのサービス内容の変更の申し出があったときは、この契約の目的に反するなど変更を拒否する正当な理由のない限り、サービスの内容を変更するものとします。

#### **第8条 （緊急時等の対応）**

事業者は、短期入所生活介護の提供時に、利用者の症状に急変が生じた場合は、速やかに利用者の家族や関係医療機関と連絡を行う等の必要な措置を講じます。

#### **第9条 （秘密保持義務）**

1. 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。
2. 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を文書により得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を使用できません。

## 第10条 (利用料金)

1. 事業者から提供を受ける短期入所生活介護サービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は事業者に対し負担割合証に記載された割合(1割・2割・3割)を、支払います。ただし、利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、償還払いになる旨の記載)があるとき等は、利用者は一旦費用の全額を事業者を支払います。
2. 利用者は、介護保険の適用範囲を超えた部分のサービスの利用については、費用の全額を事業者を支払います。
3. 第1項但し書きにより利用者が費用の全額を事業者を支払った場合、事業者は利用者にサービス提供証明書を発行します。利用者は、この証明書を後日浜松市の窓口にて提示すれば、(7割・8割・9割)の払い戻しを受けることができます。
4. 事業者は、利用者の希望する特別な居室の提供に要する費用、利用者の住所が事業の実施地域以外にある場合の送迎に要する費用、食材料費、理美容代、その他の日常生活において通常必要とされる費用の支払いを利用者に請求できます。
5. 事業者は、短期入所生活介護の提供に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

## 第11条 (利用料金の支払方法等)

1. 利用者は、短期入所生活介護の提供の対価として、別紙重要事項説明書に定める利用料金の合計額を月ごとに支払います。
2. 事業者は、利用料金の合計額の請求書をサービス提供終了後、利用者へ送付します。
3. 利用者は、利用料金の合計額を利用者の指定する口座からの引き落としで窓口にてお支払い頂きます。
4. 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは利用者へ領収書を発行します。

## 第12条 (契約の終了)

1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、文書で事業者へ通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、つぎの事由に該当する場合には、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
  - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
  - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
  - (4) 事業者が破産したとき。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、10日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
  - (2) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
3. 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合は、損害賠償義務は発生しないものとします。
- (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合。
  - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
  - (3) 利用者が死亡した場合。

### 第13条（損害賠償）

1. 事業者は、短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、短期入所生活介護を提供する上で、この契約の条項に違反し、または、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

### 第14条（情報の保存）

事業者は、利用者に対する短期入所生活介護の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後2年間保存します。

### 第15条（居宅介護支援事業者等との連携）

1. 事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保険医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。
2. 事業者は、短期入所生活介護の提供の終了（解約の場合も含みます。）に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、終了の旨の内容を速やかに居宅介護支援事業者等に連絡します。

### 第16条（苦情処理）

1. 利用者又はその家族は、事業者が提供した短期入所生活介護に関する苦情がある場合は、いつでも別紙重要事項説明書に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速且つ適切に対応するとともに必要な措置を講じます。
2. 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し一切の差別待遇をしません。

#### **第17条 (裁判管轄)**

利用者及び事業者は、この契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

#### **第18条 (その他)**

この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用者及び事業者が誠実に協議して決定します。



# 重要事項説明書

## 指定短期入所生活介護事業所 第二砂丘寮

当事業者が提供する短期入所生活介護の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 三和会
法人所在地	浜松市中央区田尻町1167番地
代表者氏名	理事長 山本 巖
電話番号	(053) 441-1475

事業所の名称	指定短期入所生活介護事業所 第二砂丘寮
施設の所在地	浜松市中央区田尻町1182番地
介護保険事業所番号	2277100349
指定年月日	平成12年4月1日
電話番号	(053) 442-2610
管理者	小池 利樹
通常の事業の実施区域	浜松市全域

## 2. 指定短期入所生活介護施設の概要

定 員	10人
居 室	4人部屋(1室)・3人部屋(2室)
浴 室	一般浴槽 特殊浴槽
食堂及び機能訓練室 その他の設備	静 養 室 医 務 室 面 接 室 そ の 他

## 3. 指定短期入所生活介護事業所第二砂丘寮の運営方針

- (1) 事業者は、利用者の心身の状況、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、旅行、出張、入学、介護疲れ等の理由により、家族の介護負担軽減と、利用者と家族のQOLの向上を図るために、同事業を運営するものとする。
- (2) 事業者は、要介護者及び家族や他の事業者、居宅介護支援事業者等との連絡、調整を図るようにする。
- (3) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する為、委員会の設置、指針の整備、研修等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束に当たる行為を行いません。
- (5) 事業者は、当施設において新型コロナウイルス感染症等の発生、又はまん延を防止する為、委員会の設置、指針の整備、研修等の必要な措置を講じます。

#### 4. 利用料金

- (1) 当事業者の短期入所生活介護の提供(介護保険適用部分)に際し、利用者が負担する利用料金は、基本料金に負担割合証に記載された割合を乗じた金額です。但し、介護保険対象外サービスとして、食費、ご利用時の水道光熱費等相当額として居住費をご負担していただきます。また、介護保険給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

#### 基本料金(1日分) 一人員配置 3 : 1 の場合(併設Ⅱ型)

浜松市は地域区分が「7級地」であるため、以下の単位数の合計に 10.17 円を乗じた金額が基本料金となります。

#### サービス利用料内訳(R6.6.1～)

単位: 単位数

内容	介護度		要介護		要介護		要介護	
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
介護報酬	451	562	603	672	745	815	884	
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	6	6	6	6	6	6	6	
夜勤職員 配置加算Ⅰ	—	—	13	13	13	13	13	
機能訓練 体制加算	12	12	12	12	12	12	12	

※施設で送迎をする場合は、片道 184 単位が加算されます。

※利用者が 65 歳未満の場合は、若年性認知症利用者受入加算 (120 単位) が加算されます。

※上記以外のサービス利用料として、上記単位数の合計に介護職員処遇改善加算 (加算Ⅱ 13.6%) を乗じた単位数があります。

#### 介護保険対象外サービス料金(1日分)

#### サービス利用料金内訳(R6.8.1～)

単位: 円

内容	段階	第1 段階	第2 段階	第3 段階	標準額
	食費		300	600	① 1000 ② 1300
居住費		0	430	430	855

## (2) その他の費用

特別な居室の提供に要する費用、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、その他の日常生活において通常必要とされる費用は利用者の負担となります。

## (3) 料金の支払方法

利用者が当事業者に支払う料金の支払方法については、利用者の指定する口座からの引き落とししか、窓口にてお支払い頂きます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) 利用開始

当事業者に電話でお申し込みください。当事業者の担当職員が利用者のお宅に伺い、当事業者の短期入所生活介護の内容等についてご説明します。この説明書により利用者からの同意を得た後、当事業者の責任者が短期入所生活介護計画を作成しサービスの提供を開始します。(入所期間が短い時は作成しない場合があります)利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は事前に居宅介護支援事業者等にご相談ください。

### (2) サービスの終了

ア.利用者の都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。

イ.当事業者の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合はサービス終了日の10日前までに文書により利用者に通知します。

ウ.自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- a) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- b) 利用者の要介護度が非該当(自立)と認定された場合。
- c) 利用者が亡くなった場合。

エ.その他

当事業者が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した等の場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。利用者がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わない時、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

## 6. サービス利用に当たっての留意事項

- 【面 会】 : 午前8:30 ~ 午後6:00迄  
(感染症等防止の為、面会を見合わせて頂く場合があります)
- 【外 出】 : 随時 ※行き先の確認をします  
(感染症等防止の為、外出を見合わせて頂く場合があります)
- 【喫 煙】 : 全館『禁煙』とさせて頂いております。  
ご了承下さい。
- 【設備等の利用】 : 随時
- 【金銭管理】 : 金銭については、お持ちにならないで  
下さい。
- 【所持品の持込】 : 可能な範囲とさせていただきます。
- 【ペット】 : ご遠慮ください。

※新型コロナ感染症等防止の為、利用を一時見合わせて頂く場合があります。  
予めご了承ください。

## 7. サービスの内容

当事業者が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

- 【内 容】 : 食 事、排 泄、入 浴、機能訓練、健康管理  
理美容、特別な居室、その他

- (1) サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について利用者に分かり易い様に説明します。
- (2) サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い特に体に接触する設備・器具についてはサービス毎に消毒したものを使用します。

8. 担当の職員

サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	従 業 者 数
生活相談員	1名
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名
介護職員	1名以上
管理栄養士	1名

9. 緊急時の対応方法

短期入所生活介護の利用中に様態の変化等があった場合は、速やかに利用者の家族や関係医療機関と連絡を行う等の必要な措置を講じます。

主 治 医	病 院 名	
	電 話 番 号	
協 力 医 療 機 関	名 称	遠 州 病 院
	連 絡 先	浜松市中央区中央1-1-1 TEL (053) 453-1111
緊 急 連 絡 先 (ご家族)	氏 名	
	電 話 番 号	

## 10. 非常時災害対策

非常時の対応	火災時消火できる場合は、消火器、消火栓にて消火。 関係各所に連絡。 消火できない場合、消防署に通報。
平常時の防火訓練等	毎月1回防災訓練を実施。 施設内消防設備点検、チェック。 緊急連絡網の整備。
防災設備	消防器具、スプリンクラー設備、パッケージ型自動消火設備、 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備 非常警報器具及び設備、非難器具、誘導灯及び誘導標識 防排煙制御設備、非常電源。
消防計画	<p>【消防署への届出】 平成12年4月1日</p> <p>【防災管理者】 太田 広志</p> <p>【内 容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.消防計画の検討及び変更</li> <li>2.消火、通報、避難訓練の計画と実施</li> <li>3.建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監査</li> <li>4.火気の使用又は取扱いに関する指導監査</li> <li>5.収容人員の把握と安全管理</li> <li>6.管理権限者に対する助言及び報告</li> <li>7.その他防火管理上、必要な業務</li> </ol>

### 11. 苦情処理

当事業者の短期入所生活介護の提供について、いつでも苦情を申し立てる事ができます。あなたは、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

【苦情相談窓口】 担 当／指定短期入所生活介護事業所 第二砂丘寮  
生活相談員／井手橋 勝昭

電話番号／（053）442－2610



# 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1. 使用する目的

利用者の為の居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供する為を実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者の連絡調整等において必要な場合。

## 2. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。



